

▶ Newsletter from our FRANKFURT AFFILIATE OFFICE (Tokyo - Frankfurt):  
*Atsumi Sakai Janssen Rechtsanwalts- und Steuerberatungsgesellschaft mbH*

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業の欧州対応チーム及びフランクフルト提携オフィスよりニュースレターをお届け致します。当事務所は、ロンドンとフランクフルトにオフィスを有する唯一の日本の法律事務所として欧州にオフィスを設立し、本年で6年目を迎えました。現地密着型でその土地の文化や考え方、リーガルサービスに要求されることについての理解を深めることに努め、また、現地の法律事務所と競合するのではなく協力関係を築いております。今後も、欧州での事業展開において必須となる法務と税務双方の観点より、クライアントの皆様の多岐にわたるニーズにお応えしてまいります。



## European Tax Newsletter

### ドイツ子会社による配当に対する課税と日本のタックスヘイブン対策税制（2021年3月版） ～オランダやイギリスの中間持株会社に関する事例を利用して解説～

| Page 1/7 |

2021年3月 No.FRT\_007

#### 【目次】

1. はじめに
2. 中間持株会社が EU 諸国にある場合（ストラクチャー A）とない場合（ストラクチャー B）
3. ドイツ子会社による配当に対する欧州における課税
4. 配当に対する日本の課税
5. 日本のタックスヘイブン対策税制

## 1. はじめに

多国籍企業は、グローバルにビジネスを展開するにあたり、ビジネスと税効率の観点から、ビジネスを行うための機能及びリスクを各国のグループ会社に配分しています。例えば、各国の移転価格税制 (transfer pricing) の観点からは、税率の低い国の子会社に、多くの機能及びリスクを帰属させるべきです。他方、ビジネスの観点からは、その税率の低い国において適切な人材を獲得することが難しい場合、その国の子会社にあまりビジネス上の機能を集中させるべきではないということとなります。

ビジネスと税効率の考慮の結果、多国籍企業は、多くの場合、地域ごと（例えば、北米、ヨーロッパ、アジアなど）に、本国本社とは別に、中間持株会社を設置し、その地域を統括する機能を持たせています。そのため、その会社は「地域統括会社」や「Regional headquarter」とも呼ばれます（「中間持株会社」は資本関係に着目した呼称であるのに対して、「地域統括会社」、「Regional headquarter」は機能に着目した呼称といえます）。

中間持株会社を設置する理由は、その地域の実情に合わせて統括業務を行うことや、グループファイナンスを効率的に運営することなどが挙げられます。このような中間持株会社を含めたグローバルグループストラクチャーを設計するにあたり、中間持株会社を設置する国の税率・税負担は、最も重要視される要素の一つです。例えば、上述した移転価格税制の他に、「海外子会社→中間持株会社→日本親会社」という配当の流れに対する課税についての検討が必要となります。

欧州において、中間持株会社を設置する国として、オランダやイギリスが選択されることが多いのは、法人実効税率が比較的低いこと（オランダ 25%、イギリス 19%<sup>[1]</sup> に対して、ドイツは約 29%<sup>[2]</sup>）や配当に対する源泉税が免除になることが多いことと大きく関係しています<sup>[3]</sup>。

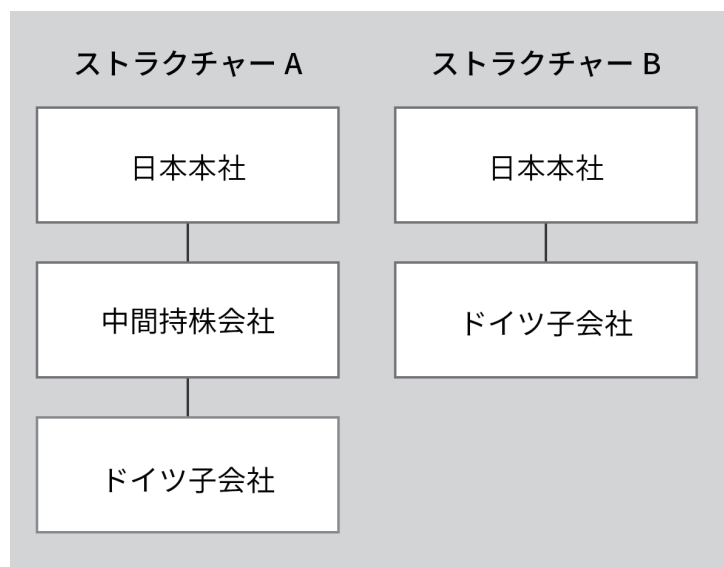
この点、ドイツの子会社に関しても、イギリスやオランダにある中間持株会社がドイツ子会社の株式を保有するストラクチャーが採用されることが多くありました。従来、この方式により税負担が軽減されると考えられてきましたが、日独租税条約が 2015 年に改正された結果、この方式はむしろ税負担を増加させるリスクがあります。また、中間持株会社は、株式配当収入が多く、通常の事業の売上げがない場合が多いので、経済的合理性なしとして、日本のタックスヘイブン税制が適用されるリスクにも注意する必要があります。

Brexit やコロナ禍の影響により、中間持株会社を含めて、欧州子会社のストラクチャーの見直し作業を進めている企業は多く、その見直しにおいても、予期せぬ税負担は避ける必要があります。

以下においては、ストラクチャーを紹介した上で、まず、ドイツ子会社による配当に対する課税について説明し、次に、日本のタックスヘイブン対策税制による課税について申し上げます。

- 
- [1] 2021年3月、イギリスは、「コロナ対策の財源確保のために、2023年以降の法人税率を 25%に引き上げる」と公表しました。
  - [2] ドイツの法人税率は 15%であり、法人税に対して 5.5%の連帯付加税が課せられます。これらに加えて、約 14%の営業税が課せられます。営業税の管轄は地方自治体であり、地方自治体によって税率が変わります。
  - [3] アジアでは、多くの場合、香港（法人税率 16.5%）、シンガポール（法人税率 17%）が中間持株会社を設置する国として選択されています。

## 2. 中間持株会社が EU 諸国にある場合 (ストラクチャー A) とない場合 (ストラクチャー B)



## 3. ドイツ子会社による配当に対する 欧州における課税

### (1) ストラクチャー A について

#### ア EU 親子会社指令 (Parent-Subsidiary Directive) による 源泉税の免除

EU 親子会社指令とは、子会社から親会社への配当に関して、二重課税をしないこと、源泉税を課さないこととするルールです。EU 親子会社指令がドイツ国内法 (所得税法第 43b 条) にも反映されています。同条文に基づき、源泉税免除はドイツ法人が 10% 以上の持ち株を有する EU 域内の会社に対し配当を実施する場合に適用されます。この結果、ドイツ子会社から持ち株を 10% 以上有する、EU 域内中間持株会社 (例えば、オランダの中間持株会社) に対して配当が行われる場合、EU 親子会社指令に基づき源泉税が免除されます<sup>[5]</sup>。

#### イ 英国の中間持株会社について (Brexit の影響)

Brexit 後、英国は EU 加盟国ではなくなりました。その影響で、中間持株会社が英国に所在地を置く場合、EU 親子会社指令が反映された国内法であるドイツ所得税法第 43b 条は適用されなくなる可能性があることが懸念されます。このような背景から、ドイツと英国との租税条約により源泉課税が適用されると想定し、準備を進めることが妥当ではないかと考えております。

租税条約による場合、適格出資持分の場合は 5% の配当源泉税が課せられることになり (独英租税条約第 10 条第 2 項 1a 文)、EU 親子会社指令による場合のように源泉税免除ではなくなります。

### ウ 租税条約の濫用とみなされた場合：免除なし

ドイツ子会社から日本の親会社に対し配当を行うにあたり、欧州の中間持株会社を設立し、EU 親子間指令を用いドイツ源泉税を軽減しようとするスキームに対し、アンチ・トリートショッピング条項 (Anti-Treaty Shopping Provisions) がドイツ国内法に存在します (ドイツ所得税法第 50d 条第 3 項)。当該規定は、租税条約の濫用防止を意図しています。同条項に基づき、中間持株会社の事業活動が十分な事業実態のあるものであることの証明が求められ、十分な事業実態がないと判断される場合は、配当源泉税の減免を制限されます。

ただし、ドイツ所得税法第 50d 条第 3 項の EU 法上の合法性が疑問視され、ケルン財政裁判所は同条項が EU 法に反している可能性があるとの懸念を示し、欧州司法裁判所の先行判決を求めました。2017 年 12 月 20 日、欧州連合司法裁判所は、ドイツ所得税法第 50d 条第 3 項に定められている租税条約の濫用防止規定 (旧規定) の適用に関する C-504/16 事案 (Deister Holding AG) 及び C-613/16 事案 (Juhler Holding A/S) に関し、EU 親子会社指令、ならびに、事業設立の自由 (freedom of establishment) に反すると結論付けました。これらの判決に対抗すべく、連邦財務省は 2018 年 4 月 4 日に通達を発表し、同通達内でアンチ・トリートショッピング条項の合法性を主張しています。

### (2) ストラクチャー B について

#### ア 旧日独租税条約

2015年12月17日、新日独租税条約が締結されました。旧日独租税条約は、オランダや英国と比べると、源泉徴収税率がデメリットでした。すなわち、ドイツ子会社が日本へ直接配当すると、15%の源泉徴収税を支払わなければなりませんでした。

例えば、以下の通りとなります。

ドイツ子会社における税引き前利益	100 万ユーロ
法人税と営業税 (30%)	30 万ユーロ
税引き後利益	70 万ユーロ
源泉税 (15%)	10 万 5000 ユーロ
配当として実際に送金可能な金額	59 万 5000 ユーロ

---  
[5] 後述する通り、源泉税免除を受けるためには、配当源泉税免除申請をドイツ連邦税務局 (Bundeszentralamt fuer Steuern) に提出する必要があります。なお、免除証明書が発行される前に源泉徴収される場合は、源泉税還付申請を行うことも可能です。2009 年 1 月 1 日より源泉配当税率は一律 25% (+ 連帯付加税) が適用されています。

## イ 新日独租税条約

新日独租税条約によれば、配当金収入や金利収入、ロイヤルティに対する源泉徴収税率は、大幅に低減あるいは完全に免税となります。特に、日本の親会社はドイツ子会社からの配当金支払に際してこれまで課税されていた、源泉税の負担がなくなります。

上記の表と同一の事例では、以下の通りとなります。

ドイツ子会社における税引き前利益	100万ユーロ
法人税と営業税（30%）	30万ユーロ
税引き後利益	70万ユーロ
配当として実際に送金可能な金額	70万ユーロ

## ウ コロナ禍における新租税条約に関する注意点

日本親会社はドイツ連邦税務局に源泉税の免除あるいは軽減税率適用の申請をしなければならないということにご留意ください。すなわち、原則として、源泉税免除証明書を、各配当金支払い前に入手する必要があります。

この点、2020年以降のコロナ禍において、ドイツ国税当局も十分に機能しているとはいえ、迅速には源泉税免除証明書が発行されません。源泉税免除証明書が発行された後でなければ、免除されませんので、配当のスケジュールには十分にご注意ください。

## (3) 事例の解説（オランダの中間持株会社を想定）

オランダにある実体のない持株会社が、ドイツの有限責任会社の株式を100%保有しており、かつ日本親会社とドイツ子会社との間に位置する中間会社とします。

一般的に、ドイツ子会社からオランダ中間持株会社への配当金は、EU親子会社指令に基づき源泉税が免除されます。さらに、オランダと日本間の租税条約では、源泉税は免税扱いとされているため、配当金をドイツからオランダ経由で支払うことが可能です。しかし、オランダの中間持株会社に実体もその存在に対する経済的理由もない場合、ドイツ所得税法第50d条第3項が適用されるリスクがあります。

ドイツ税務当局がドイツ所得税法第50d条第3項を主張する場合、EU親子会社指令の規定があっても、ドイツ子会社からオランダ中間持株会社への配当金は免税扱いとはなりません。

その中間持株会社の実体の有無が、ドイツ子会社と日本最終親会社との間における源泉税に影響を与えるため、租税濫用防止規定の適用を避けるために中間持株会社の実体の有無を注意してチェックする必要があります。

他方、新日独租税条約が適用されれば、日独間の源泉税は免税となります。このため、日本最終親会社が直接ドイツ子会社の株を保有すれば、上記のように中間持株会社の実体がないと指摘されることを心配することなく、ドイツ子会社は、日本親会社に対して配当することができます。

## 4. 配当に対する日本の課税

### (1) 外国子会社配当益金不算入制度

日本親会社が、海外子会社の株式の①25%以上を②6か月以上継続保有している場合、その海外子会社からの配当の95%は、原則として、益金不算入とされます（法人税法第23条の2）。この制度の趣旨は、海外子会社の留保金を日本に還流させて、日本経済の活性化に役立たせることです。

### (2) 事例の解説

ストラクチャーAの中間持株会社による配当の場合であっても、ストラクチャーBのドイツ子会社の配当の場合であっても、上記の25%以上の6か月以上保有の要件を満たす場合、配当金額の95%は、日本親会社の益金に算入されず、課税対象となりません<sup>[6]</sup>。

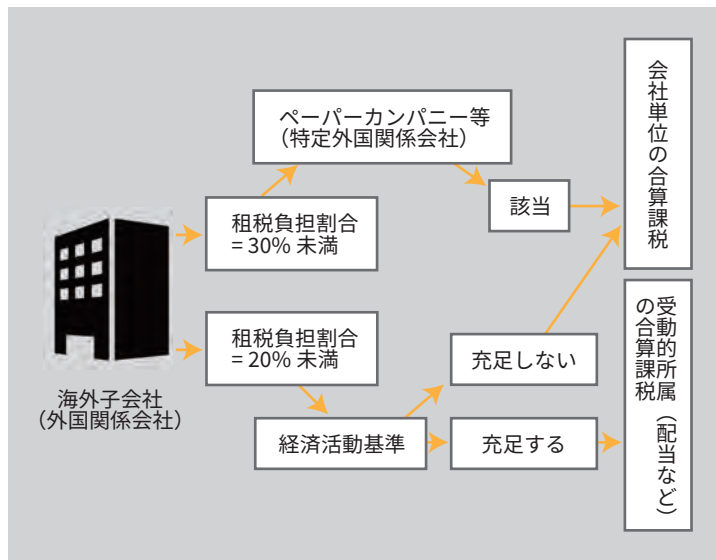
[6] なお、仮にタックスヘイブン対策税制が適用された場合、日本本社の配当収益に対する課税とタックスヘイブン対策税制による合算課税により二重課税となるおそれがあります。この場合の二重課税を避けるために、特別に益金不算入の規定が設けられています（租税特別措置法第66条の8）。



## 5. 日本のタックスヘイブン対策税制<sup>[7]</sup>

日本のタックスヘイブン税制（租税特別措置法第66条の6～）が適用された場合、海外子会社の所得が日本本社の所得に合算されて、日本で課税されます。そこで、多国籍企業は、タックスヘイブン税制が適用されないように海外子会社のストラクチャーを設計する必要があります。

(1) 海外子会社が「外国関係会社」に該当する場合の日本のタックスヘイブン税制の適用関係を簡単に示すと以下の通りです。それぞれの詳細については、後述いたします。



海外子会社のストラクチャーの設計の際に、租税負担割合、ペーパーカンパニーなどに該当するか否か、経済活動基準を満たすか否かなどを検討することとなります。この点、冒頭で申し上げた通り、中間持株会社は、株式配当収入が多く、通常の事業の売上げがない場合が多いため、ペーパーカンパニーと認定されたり、経済活動基準を充足しないとされてしまう場合が多いと思われますので注意が必要です。

### (2) 租税負担割合について

租税負担割合は、「外国関係会社の事業年度の所得に対して課される租税の額」を、「外国関係会社の事業年度の決算に基づく所得金額」で除して計算した割合とされています（租税特別措置法施行令第39条の17の2第1項）。

租税負担割合は、その国の法人税率が目安となりますが、様々な減税措置などがあり、一般的な法人税率とは異なり得ます。租税負担割合が異なると、タックスヘイブン対策税制の適用関係が異なることとなりますので、算定に注意する必要があります。

### (3) 経済活動基準について

経済活動基準とは、事業基準、実体基準、管理支配基準、所在地国基準又は非関連者基準の4つの基準をいいます。租税負担割合が20%以上である場合、経済活動基準を充足しなければ、会社単位の合算課税の対象となります。他方、経済活動基準を充足する場合、受動的所得の範囲が問題となります。

#### ①事業基準

「外国関係会社の主たる事業が、株式等・債券の保有、工業所有権・著作権の提供、船舶・航空機の貸付けではない場合」、事業基準を充足することができます。

例えば、中間持株会社の場合、子会社の株式を保有しており、中間持株会社の収益のほとんどは、子会社からの配当収入であるというケースが多いので、その主たる事業は、株式を保有することとされる可能性（つまり、事業基準を充足しないとされるおそれ）があります。

他方、中間持株会社が統括業務を営んでおり、その主たる事業は、統括業務といえる場合、主たる事業は株式の保有ではなく、事業基準を充足することとなります（デンソー事件（最判平成29年10月24日）参照）<sup>[8]</sup>。

#### ②実体基準

「外国関係会社が、その本店所在地国において、その主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定資産を有している場合」、実体基準を充足することができます。実務的には、オフィスの賃貸借契約書や写真・見取り図などにより、日本の国税当局に対して、実体基準を充足していることを説明することとなります。

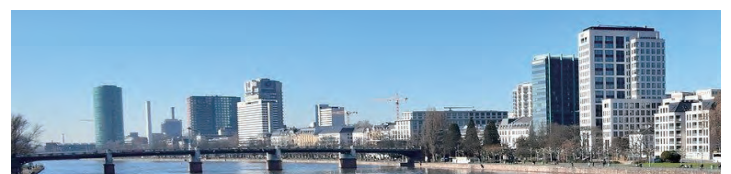
#### ③管理支配基準

「外国関係会社が、その本店所在地国において、その事業の管理、支配及び運営を自ら行っている場合」、管理支配基準を充足することができます。

---

[7] 海外では、同様の税制のことをCFC（Controlled Foreign Corporation）と呼びます。

[8] 中間持株会社がそれほど多くの統括業務を行っているとはいえ、中間持株会社の主たる事業が株式の保有とされる場合であっても、持株会社の特例（租税特別措置法第66条の6第2項第3号イ(1)）により事業基準を充足できる可能性があります。



例えば、外国関係会社の役職員が日本本社で勤務し（外国関係会社と日本本社の兼務）、日本に居住している場合、管理支配基準を充足していないとされるおそれがあります<sup>[9]</sup>。このことから、外国関係会社の本店所在地で役職員を居住させる方が管理支配基準は充足しやすいといえます。

また、「被統括会社」は、統括されているので、事業運営の主体性に欠けるとされ、管理支配基準を満たさないのではないかという疑問があります。この点について、国税庁は、資金調達及び与信に関する業務の全てを統括会社に確認を求める場合であっても、一定額未満の案件については、被統括会社において事業計画案を策定し、その事業計画に従って、実際に職務を執行しているのであれば、その範囲においては、管理支配基準を満たす、としています<sup>[10]</sup>。

#### ④ 非関連者基準又は所在地国基準

経済活動基準の4つ目の基準は、外国関係会社の主たる事業によって適用される基準が異なります。

A 外国関係会社の主たる事業が「卸売業、銀行業、信託業、金融商品取引業、保険業、水運業または航空運送業」の場合、非関連者基準が適用されます。上記のような外国関係会社の事業は、事業活動の範囲が必然的に国際的にならざるを得ず、外国関係会社の所在地国とのつながりを基準とした場合、不合理に基準を充足できないこととなります。そこで、所在地国とのつながりを基準とすることはされませんでした。そして、非関連者との間で取引をしているかどうか（独立的に活動する企業といえるかどうか）により、経済的合理性を判断することとされました。

上記の外国関係会社は、その主たる事業を、主として関連者以外の者との間で行っている場合（その事業年度における取引のうちを占める外国関係会社の非関連者との取引の割合が50%超である場合<sup>[11]</sup>）、非関連者基準を充足することができます。

上記の非関連者基準が適用される外国関係会社の内、卸売業を主たる事業とする統括会社の場合、被統括会社は、関連者の範囲から除外することとされています（租税特別措置法施行令第39条の14の3第30項）。これにより、関連者基準を充足することが容易となります。これは、卸売業を営む地域統括会社がグループ企業の商流を合理化し、グループ企業の収益の向上に起用している実状に鑑みた特例です。

B 外国関係会社の主たる事業が上記の卸売業などの7種類以外の場合、所在地国基準が適用されます。「その事業を主として本店所在地国において営んでいる場合」、所在地国基準を充足することができます。この所在地国基準は、「外国関係会社の所在地と密接に関連した事業活動を行っている場合、外国関係会社がその外国に所在する経済的合理性を推認しうる」という考えによるものです。

#### (4) 特定外国関係会社について

平成29年度税制改正前においては、租税負担割合<sup>[12]</sup>が20%以上である場合には、実体がなくともタックスヘイブン対策税制は適用されることはありませんでした。しかし、平成29年度税制改正により、租税負担割合が20%以上であっても、以下の①～③のいずれかに該当する場合、「特定外国関係会社」として、会社単位の合算課税がなされることとなりました。実務上、特に、オランダ（法人税率：25%）とアメリカ（実効法人税率：約28%）の会社が「特定外国関係会社」とされるか否かに注意する必要があります。

##### 《特定外国関係会社とされる会社》

- ① 活動の実体がない会社（ペーパーカンパニー）
- ② 総資産に比して受動的所得の占める割合の高い会社（キャッシュボックス）
- ③ 情報交換に関する国際的な取組みへの協力が著しく不十分な国・地域であるとして指定されたブラック・リスト国に所在する会社

上記の①ペーパーカンパニーとは、実体基準、管理支配基準、持株会社に関する基準、不動産を保有する会社に関する基準、資源開発・社会資本整備に係る会社に関する基準のいずれも充足しない会社をいうとされています（租税特別措置法第66条の6第2項第2号イ）。上記の「持株会社に関する基準、不動産を保有する会社に関する基準、資源開発・社会資本整備に係る会社に関する基準」は、2017年12月のアメリカの連邦税率の引き下げに伴い、アメリカなどの海外の一定の子会社をタックスヘイブン対策税制上の「ペーパーカンパニー」から除外するために、令和元年度税制改正により設けられました。

①ペーパーカンパニーに関しては、上記の「経済活動基準」と同様に実体基準や管理支配基準が問題となります。しかし、「経済活動基準」と異なり、実体基準と管理支配基準の両方を充足する必要はありません。このことから、例えば、オフィスなどの固定施設を有していない会社については、ホテルの会議室で取締役会を開催して、管理支配基準を充足させることを検討する余地があります。

[9] 実際に、管理支配基準が税務訴訟の争点となった事例として、最判平成4年7月17日（安宅木材事件）、熊本地判平成12年7月27日（ニコニコ堂事件）、東京高判平成25年5月29日（レンタルオフィス事件）があります。

[10] 国税庁「外国子会社合算税制に関するQ&A（平成29年度改正関係等）」のQ5に対する回答 <https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/180111/pdf/01.pdf>

[11] 租税特別措置法施行令第39条の14の3第28項

[12] 正確には、平成29年改正前の「トリガー税率」

## (5) 会社単位の合算課税について

租税負担割合が20%未満であり、経済活動基準を満たさない場合、「会社単位の合算課税」がなされることとなります。この「会社単位の合算課税」の場合に日本の親会社の所得に合算される金額（課税対象金額）は、概ね以下の3段階に分けて算定されます。

- 第1段階〈基準所得金額〉外国関係会社の所得金額を算定した上で調整、一定の配当を控除
- 第2段階〈適用対象金額〉基準所得金額から、繰越欠損金及び法人税などを控除
- 第3段階〈課税対象金額〉適用対象金額に株式の保有割合を乗じる

中間持株会社について、会社単位の合算課税となる場合、特に、配当所得として基準所得金額から控除される範囲が重要となります。すなわち、第1段階の基準所得金額の算定のルールとして「外国関係会社が6か月以上25%以上の株式を有する会社から受領する配当」を基準所得金額に算入しないとされています（租税特別措置法施行令第39条の15第1項第4号）<sup>[13]</sup>。また、他の外国関係会社が既に合算課税の対象となっている場合、二重課税を排除するために、その会社からの配当も基準所得金額から控除されます（租税特別措置法施行令第39条の15第3項第3号・第4号）。

## (6) 受動的所得の合算課税について

租税負担割合が20%未満であり、経済活動基準を満たす場合、「受動的所得の合算課税」がなされることとなります。この「受動的所得」とは、経済活動の実体のある事業から得る所得とされない所得をいい、例えば、配当、利子、株式の譲渡から得られる所得を意味します。

この「受動的所得」については、「受動的所得」から除外される範囲が重要となります。例えば、株式保有割合25%以上の会社から受け取る配当は、「受動的所得」に該当しないとされています（租税特別措置法第66条の6第6項第1号イ）。この25%の基準は、上記の会社単位の合算課税や外国子会社配当益金不算入制度における基準と同様ではありますが、平成29年改正前の10%基準から大幅に「受動的所得」の範囲を広げるもので、注意が必要です。

## (7) イギリスの中間持株会社の場合

### ア 会社単位の合算課税（経済活動基準の充足の有無）

イギリスに中間持株会社を設置した場合、イギリスの法人税率は19%ですので、中間持株会社の「租税負担割合」が20%未満となる可能性が大きいと思われます<sup>[14]</sup>。この場合、まず、会社単位の合算課税の適用が問題となります。

会社単位の合算課税を避けるためには、上述した「経済活動基準」を充足する必要があります。

経済活動基準の内、事業基準に関しては、中間持株会社の主たる業務が統括業務を行っていることを確認する必要があります（または、「統括業務の特例」の充足の確認が必要となります）。

これに関して、日本の国税当局に対して中間持株会社が統括業務を行っていることを説明するために、例えば、具体的な業務内容を記載した取締役会の議事録を作成しておくことが考えられます。

### イ 受動的所得の合算課税

イギリスの中間持株会社が経済活動基準を充足する場合、受動的所得の合算課税が問題となります。

この点、ドイツ子会社からイギリスの中間持株会社に対する配当は、一定の条件を満たす場合、合算課税の対象とはならない可能性があります。

## (8) オランダの中間持株会社の場合

オランダに中間持株会社を設置した場合、オランダの法人税率は25%ですので、租税負担割合が20%以上30%未満である場合が多いと思われます。

したがって、オランダの中間持株会社に関しては、「特定外国子会社」に該当しないように機能を設計する必要があります。この点、例えば、オランダの中間持株会社がオフィスなどを有しており、実体基準（租税特別措置法第66条の6第2項第2号イ第1号）を充足できる場合は問題ありません。

[13] なお、原油などの化石燃料の採取を行う会社から受領する配当に関しては、その会社の株式を10%以上保有していれば、適用対象金額に算入しないという緩和措置が設けられています（租税特別措置法施行令第39条の15第1項第4号）。

[14] なお、上述した通り、イギリスは、2023年以降の法人税率を25%に引き上げると公表しました。これにより中間持株会社の租税負担割合が20%以上となる場合、後述するオランダの中間持株会社と同様に、特定外国関係会社該当性が問題となります。



(9) 補足：近時の改正

改正した時期	改正の内容
平成 29 年度税制改正	大規模改正
平成 30 年度税制改正	M&A により取得した外国企業の傘下にあるペーパーカンパニーの整理の場合の所得の非合算など
令和元年度税制改正	一定の会社を「ペーパーカンパニー」から除外など
令和 2 年度税制改正	特定所得の金額（受取利子などの額）、二重課税の調整

他プラクティスグループのニュースレターも配信しております。配信を希望される方は下記メールアドレス宛にご連絡ください。

広報部宛 [prcorestaff@aplaw.jp](mailto:prcorestaff@aplaw.jp)

※お名前、部署、役職をご明記ください。

また、下記の一覧よりご興味ある分野をお選びください。

【日本語】

- ジェネラル／様々な分野の旬な法律トピックス
- ベトナムビジネス
- インドビジネス
- ロシアビジネス
- 再生可能エネルギー
- 農林水産
- イノベーション／テクノロジー
- その他（ご興味のある分野をご教示ください。）

【英語】

- ジェネラル／様々な分野の旬な法律トピックス

Author(s) / Contacts

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-2  
富国生命ビル（総合受付：16階）



弁護士 松岡 史朗  
パートナー / 第一東京弁護士会  
E: [fumiaki.matsuoka@aplaw.jp](mailto:fumiaki.matsuoka@aplaw.jp)

> [View Profile](#)

フランクフルト提携オフィス

(Atsumi Sakai Janssen Rechtsanwalts- und Steuerberatungsgesellschaft mbH\*)

Operturm (13th Floor), Bockenheimer Landstraße 2-4,  
60306 Frankfurt am Main, Germany



ドイツ連邦共和国税理士\*\* 花岡 美幸  
パートナー

E: [miyuki.hanaoka@aplaw.de](mailto:miyuki.hanaoka@aplaw.de)

> [View Profile](#)

\* ドイツ連邦共和国における弁護士・税理士法人  
\*\* 日本における税理士資格はない。日本及びドイツ連邦共和国における弁護士資格はない。（法律事務の取扱い・周施はしていない）

お問合せ先

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 欧州対応チーム

E: [info\\_frankfurt@aplaw.jp](mailto:info_frankfurt@aplaw.jp)

このニュースレターに掲載されている情報は、法的アドバイスを構成するものではありません。弊所は質の高い情報を提供しよう努めておりますが、このニュースレターのすべての情報は「現状のまま」提供されており、完全性、正確性、適時性、またはこれらの情報を使用して得られた結果を一切保証するものではありません。また、明示、黙示を問わず、性能、商品性、特定目的への適合性の保証を含むがこれに限定されるものではない、いかなる種類の保証もありません。